議案第24号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状により感染の疑いがあるものとして労務に服することができなくなった、給与等の支払を受けている国民健康保険被保険者に対し、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付則
(施行期日)	
<u>第1条</u> (略)	(略)
(新型コロナウイルス感染症に感染した被	
保険者等に係る傷病手当金)	
第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第	
33 号)第28条第1項に規定する給与等を	
いい, 賞与(健康保険法第3条第6項に規	
定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)	
<u>の支払を受けている被保険者が療養のた</u>	
め労務に服することができないとき(新型	
インフルエンザ等対策特別措置法(平成2	
4年法律第31号)附則第1条の2に規定す	
る新型コロナウイルス感染症(以下「新型	
コロナウイルス感染症」という。)に感染	
したとき、又は発熱等の症状があり当該感	
<u>染症の感染が疑われるときに限る。) は,</u> その労務に服することができなくなった	
日から起算して3日を経過した日から労	
務に服することができない期間のうち労	
務に就くことを予定していた日について、	
傷病手当金を支給する。	
2 <u>傷病手当金の額は,1日につき,傷病手当</u>	
金の支給を始める日の属する月以前の直	
近の継続した3か月間の給与等の収入の	
額の合計額を就労日数で除した金額(その	
額に、5円未満の端数があるときは、これ	
を切り捨て,5円以上10円未満の端数が	
あるときは,これを 10 円に切り上げるも	
のとする。)の3分の2に相当する金額(そ	
の額に,50銭未満の端数があるときは,こ	
れを切り捨て、50銭以上1円未満の端数	

があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭、以上1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭、以上1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金と給与等との 調整)

- 第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 第4条 前条に規定する者が,新型コロナウイルス感染症に感染した場合において,その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき,その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額,その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし,同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは,その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、 当該被保険者を使用する事業所の事業主 から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2条から第4条までの規定は、 傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属 する場合に適用する。

議案第25号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ,所得が少ない者に対する介護保険料の軽減を強化するため,本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

よりに以上する。	
改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ
いての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年</u>	いての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年</u>
度における保険料率は、同号の規定にかか	<u>度及び令和2年度の各年度</u> における保険
わらず, <u>17,280円</u> とする。	料率は,同号の規定にかかわらず, <u>21,60</u>
	<u>0円</u> とする。
3 前項の規定は,第1項第2号に掲げる第	3 前項の規定は,第1項第2号に掲げる第
1号被保険者についての保険料の減額賦	1号被保険者についての保険料の減額賦
課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率に	課に係る令和元年度及び令和2年度の各
ついて準用する。この場合において,前項	<u>年度</u> における保険料率について準用する。
中「 <u>17, 280 円</u> 」とあるのは,「 <u>25, 920 円</u> 」	この場合において,前項中「 <u>21,600円</u> 」と
と読み替えるものとする。	あるのは,「 <u>33,120円</u> 」と読み替えるもの
	とする。
4 第2項の規定は,第1項第3号に掲げる	4 第2項の規定は,第1項第3号に掲げる
第1号被保険者についての保険料の減額	第1号被保険者についての保険料の減額
賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率	賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度の</u>
について準用する。この場合において、第	<u>各年度</u> における保険料率について準用す
2 項中「 <u>17, 280 円</u> 」とあるのは,「 <u>40, 320</u>	る。この場合において,第2項中「 <u>21,60</u>
<u>円</u> 」と読み替えるものとする。	<u>0円</u> 」とあるのは,「 <u>41,760円</u> 」と読み替
	えるものとする。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市介護保険条例の規定は、令和 2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

令和2年度取手市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度取手市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,986,779千円を追加し,歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ47,946,779千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円) 歳 入 款 計 項 補正前の額 補正額 支 15 国 庫 出 金 5, 165, 705 10, 931, 468 16, 097, 173 庫 担 1 国 負 金 4, 763, 014 4, 767, 018 4,004 補 助 庫 金 2 国 380, 545 10, 927, 464 11, 308, 009 支 出 16 県 金 2, 529, 404 6, 521 2, 535, 925 補 助 2 県 金 546, 301 6, 521 552, 822 19 繰 入 金 1, 322, 962 48, 790 1, 371, 752 2 基 金 繰 入 金 1, 317, 862 1, 366, 652 48, 790 歳 計 入 合 10, 986, 779 36, 960, 000 47, 946, 779

歳 出 (単位 千円)

<u>///</u> /// Ц										(+ T
	款				項			補正前の額	補正額	計
2 総	務	費						5, 036, 566	10, 802, 870	15, 839, 436
			1 総	務	管	理	費	4, 225, 970	10, 802, 870	15, 028, 840
3 民	生	費						15, 093, 056	120, 444	15, 213, 500
			1 社	会	福	祉	費	6, 910, 309	5, 339	6, 915, 648
			2 児	童	福	祉	費	6, 110, 488	115, 105	6, 225, 593
4 衛	生	費						1, 683, 597	1, 305	1, 684, 902
			1 保	健	衛	生	費	903, 585	1, 305	904, 890
6 商	エ	費						401, 537	32, 384	433, 921
			1 商		工		費	401, 537	32, 384	433, 921
8 消	防	費						1, 910, 559	4, 596	1, 915, 155
			1 消		防		費	1, 910, 559	4, 596	1, 915, 155
9 教	育	費						3, 719, 185	25, 180	3, 744, 365
			2 小	学		校	費	823, 917	2, 624	826, 541
			3 中	学		校	費	426, 655	1, 388	428, 043
			4 幼	稚		園	費	44, 091	460	44, 551
			5 社	会	教	育	費	1, 063, 393	20, 708	1, 084, 101
	歳	出	合		計			36, 960, 000	10, 986, 779	47, 946, 779

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

(単位 千円)

			款			補正前の額	補正額	計
15 E	玉	庫	支	出	金	5, 165, 705	10, 931, 468	16, 097, 173
16 県	県	支		出	金	2, 529, 404	6, 521	2, 535, 925
19 終	操		入		金	1, 322, 962	48, 790	1, 371, 752
	」 厉		í	計		36, 960, 000	10, 986, 779	47, 946, 779

歳出															(単位	千円)
									補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳	
		芫	欮			補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		ត់រ	
									国県支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他		改 財 源
2 総		ž	务		費	5, 036, 566	10, 802, 870	15, 839, 436	10, 802, 620								250
3 民		<u>/</u>	生		費	15, 093, 056	120, 444	15, 213, 500	119, 109								1, 335
4 衛		<u>/</u> .	生		費	1, 683, 597	1, 305	1, 684, 902									1, 305
6 商		-	I.		費	401, 537	32, 384	433, 921									32, 384
8 消		Ş	坊		費	1, 910, 559	4, 596	1, 915, 155									4, 596
9 教		-	育		費	3, 719, 185	25, 180	3, 744, 365	16, 260								8, 920
	歳	出	合	計		36, 960, 000	10, 986, 779	47, 946, 779	10, 937, 989								48, 790

2 歳 入

(款)	1 F	戸中	-	111/	ν.
(汞()	Lb		∇	T	F.

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

Ħ	補正前の額	補]	E 額	計		節			⊒H	明	
Ħ	無正則り領	11 11	上 領	日	区	分	金	額	東 近	971	
1民生費国庫負担金	4, 761, 237		4,004	4, 765, 241	1社会福祉	貴負担金		4,004	• 生活困窮者住宅確保給付費負担金		
									(感染症对応分)		4,004
計	4, 763, 014		4,004	4, 767, 018							

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(*)() 1° D/P/CH ==			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1111.74 77.			
1総務費国庫補助金	32, 236	10, 802, 620	10, 834, 856	4特別定額給付金	10, 802, 620	• 特別定額給付金給付事業費補助金	10, 701, 700
				給付事業費補助金		特別定額給付金給付事務費補助金	100, 920
2民生費国庫補助金	64, 032	115, 105	179, 137	2児童福祉費補助金	115, 105	・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	
						補助金	112,000
						・子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	
						補助金	3, 105
6教育費国庫補助金	69, 959	9, 739	79, 698	2小学校費補助金	733	• 学校保健特別対策事業費補助金	733
				3中学校費補助金	422	• 学校保健特別対策事業費補助金	422
				5 社会教育費補助金	8, 584	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分)	8, 584
計	380, 545	10, 927, 464	11, 308, 009				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

7教育費県補助金	73, 191	6, 521	79, 712	3社会教育費補助金	6, 061	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分)	6, 061
				7幼稚園費補助金	460	· 教育支援体制整備事業費交付金	460
計	546, 301	6, 521	552, 822				

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

I	1財 政	女調 整	基金	700, 000	48, 790	748, 790	1財 項	対調整	基金	48, 790	・財政調整基金繰入金	48,790 増
	繰	入	金				繰	入	金			
		計		1, 317, 862	48, 790	1, 366, 652						

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位 千円) 正額の財源内 訳 飾 補 正 額 定 財 源 般 説 明 目 (補正前の額) 区 分 金 額 国県支出金 地 方 債 そ の 他 源 6 財 250 250 産 管理費(446, 942) 447, 192) 250 20 庁舎の管理に要する経費 250 14 工事請負費 250 増 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 250 250 工事請負費 250 · 電話配線工事 250 15 諸 10, 802, 620 10, 802, 620 (1,150,622) 国庫支出金 (11,953,242)10, 802, 620 1報 1,530 36 特別定額給付金給付事業に要する経費 10, 802, 620 3職員手当等 8, 114 4 共 済 費 報酬 261 1,530 8 旅 100 • 会計年度任用職員報酬 1,530 1 費 用 弁 職員手当等 8, 114) 100 7, 225 償 時間外勤務手当 10 需 用 費 休日勤務手当 11,850 673 1 消 耗 品 管理職員特別勤務手当 9, 196 216 費 共済費 261 2 燃料費 55 雇用保険料 15 4印刷製 2,599 厚生年金保険料 147 費 本 子ども・子育て拠出金 6 11 役 務 費 健康保険料負担金 29,674 93 1 通 信 運 13,091 旅費 100 搬 費用弁償 100 4 手数料 需用費 16, 583 11,850) 12委 託 料 41, 268 消耗品費 9, 196

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

(/1917) 2	1 = 42			- 1	4.1	_	ىك .	-	_	н.	V			- '	1,00	7日在貝			(十)四 (十)四 (十)四
			E 額	_	補_		割				源	内	訳			節	1		
目		(補正			特		定	貝		沥	Į.		_	般		区分	4	金額 額	説明
		(<u> </u>)	国県支出金	地	7	方	債	そ	\mathcal{O}	他	財	源	ĺ		7		
15 諸	費															13 使用料及び		7, 969	9 燃料費 55
																賃 借 料			印刷製本費 2,599
																14 工事請負費		154	4 役務費 (29,674)
															ĺ	18負担金,	10,	701, 700	0 通信運搬費 13,091
																補助及び			手数料 16,583
																交 付 金			委託料 (41,268)
																			・広報印刷業務委託料 203
																			・特別定額給付金事業システムサポート委託料 11,716
																			・特別定額給付金事業従事者派遣委託料 28,849
																			• 特別定額給付金事務翻訳業務委託料 500
																			使用料及び賃借料 (7,969)
																			事務機器使用料 7,969
																			工事請負費 (154)
																			・電話配線工事154
																			負担金,補助及び交付金 (10,701,700)
																			 特別定額給付金 10,701,700
																			3,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		10, 8	02, 870)	10, 802, 620)								2	250				
項	計				, , ,														
				-	10, 802, 620)								2.	250				
款	計				,									_					
737	нΙ																		
	計計	(15, 0 10, 8 (5, 03	5, 970 28, 840 02, 870 6, 566 39, 436	(i) (i) (ii)	10, 802, 620)								2	250				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉	5, 339	4, 004		1, 335			
総務費	(1,431,187)	国庫支出金					
	(1, 436, 526)						
		4, 004		1, 335		44 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費	5,339 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

(101) - 74=															1 1 1 1 1
	補 正 額	補	正額	の	財 源	内	訳		負	j .					
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区分	A :	額	説	明		
	(計)	国県支出金	地 方	ī 債	その	他	財	源	区分	金	領				
1 社会福祉		4, 004						1, 335	18 負 担 金,	5,	, 339	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費			5, 339
総務費									補助及で	Ķ					
									交 付 🔄	È		負担金,補助及び交付金		(5, 339)
												• 生活困窮者住宅確保給付金			5, 339
	5, 339	4, 004						1, 335					·		
項 計	(6,910,309)														
	(6, 915, 648)														

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉	115, 105	115, 105						
総務費(586, 271)	国庫支出金						
(701, 376)							
		115, 105		3職員手当等	129	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する	_	
				10 需 用 費	47	経費		115, 105
				1消耗品	47			
				費		職員手当等	(129)
				11 役 務 費	1, 572	時間外勤務手当		129
				1 通 信 運	821	需用費	(47)
				搬費		消耗品費		47
				4 手数料	751	役務費	(1,572)
				12委 託 料	1, 357	通信運搬費		821
				18 負 担 金,	112,000	手数料		751
				補助及び		委託料	(1,357)
				交 付 金		・給付金システム委託料		1, 357
						負担金、補助及び交付金	(112,000)
						・子育て世帯への臨時特別給付金		112,000

(項) 2 児童福祉費 (単位 千円) (款) 3 民生費 補 正 額 補正額の財源内訳 節 (補正前の額) 定 財 源 般 説 明 目 区 分 金 額) 国県支出金 地 方 債 そ の 計 財 源 115, 105 115, 105 項 計 (6, 110, 488)(6, 225, 593)120, 444 119, 109 1, 335 款計 (15, 093, 056) (15, 213, 500) (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 2 予 防 費 1,305 1, 305 253, 313) 254, 618) 1,305 10 需 用 費 1,305 23 感染症予防に要する経費 1,305 増 1 消 耗 品 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1, 305 1,305 9 医薬材 669 料 費 需用費 1,305 消耗品費 636 医薬材料費 669 1, 305 1,305 項 計 903, 585) 904, 890) 1,305 1,305 款計 (1,683,597)(1,684,902)(款) 6 商工費 (項) 1 商工費 2 商 32, 384 工 32, 384

振 興 費 (173, 130)

205, 514)

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

4, 596

款) 6 商	工費										(項)	1 商	工費					((単位 千円)
	裤	正 額		補	Ì	正 額	 の	財	源	内	訳			節					
I	(補	前正前の額))	特		定	財		原			般	区	分	金額		説明		
	(計)	国	具支出金	全 士	也 ブ	ケ 信	責そ	の	他	財	源		73	並 領				
2 商 工												28, 500	18 負	担金,	32, 3	84	21 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費		28, 500 ±
振 興 費	į													助及び					
												28, 500	交	付 金	:		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		28, 500
																	負担金、補助及び交付金	(28, 500
																	・新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金		
																	市町村負担金		28, 500
												2 004					27 中小企業育成事業に要する経費		3, 884
												3, 884					21 中小企未月成争未に安りる経賃		3, 004 1
												3, 884	L				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		3, 884
												0,001					(4) 树王三百万万十年八亿朱瓜凡水配员		0,001
																	負担金、補助及び交付金	(3, 884
																	・テイクアウト事業補助金	•	3, 884
		32, 384										32, 384	ŀ						
項 計	(401, 537))																
	(433, 921))																
		32, 384										32, 384	ł						
款 計	(401, 537)																	
	(433, 921))																
款) 8 消											(項)	1 消	_						
2 救 急		4, 596										4, 596	5						
業務費	(12, 445)																	
	(17, 041))											#•			- N. A. W. Zer.) - Tr. 1 2 (07 th		. =0.5 !!
												4, 596	10 需	用費	4, 5	96	5 救急業務に要する経費		4, 596 ±

1 消 耗 品

費

4, 596

4, 596

(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費

 (款) 8 消防費
 (項) 1 消防費
 (単位 千円)

	補 正 額	補	正 額	の	財 源	内	訳			節						
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	5	<u></u>	金額		説	明		
	(計)	国県支出金	地 方	債	その	他	財	源	区	分	金額					
2 救 急												需用費			(4,596)
業務費												消耗品費				4, 596
	4, 596							4, 596								
項 計	(1,910,559)															
	(1,915,155)															
	4, 596							4, 596								
款 計	(1,910,559)															
	(1,915,155)															

(款) 9 教育	育費				(項) 2 小学	学校費				
1学 校		1,714	733		981					
管 理 費	(3	329, 594)	国庫支出金							
	(3	331, 308)								
					247	10 需 用 費	1, 467	20 小学校管理に要する経費		247 増
						1 消 耗 品	1, 467			
					247	費		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		247
						11 役 務 費	247			
						1 通信運	247	役務費	(247)
						搬費		通信運搬費		247
			733		734			22 小学校保健衛生に要する経費		1,467 増
			733		734			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		1, 467
								需用費	(1,467)
								消耗品費		1, 467

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

	7 🖰						(投)	۷ /۱۰-				(単位 1円)
	補 正 額	補	正 額	\mathcal{O}	財 源	内	訳		節			
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	E /\	^ <i>4</i> -=	説明	
	(計)	国県支出金	地方	債	その)他	財	源	区分	金額		
2 教 育	670							670				
振 興 費	(127, 267)											
	(127, 937)											
								670	10 需 用 費	670	20 小学校教育振興に要する経費	670 増
									1 消 耗 品			
								670	費		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	670
											需用費 ((670)
											消耗品費	670
4 学 校	240							240				
給食費												
	(339, 347)											
								240	10 需 用 費	240	20 給食運営に要する経費	240 増
									7 賄 材 料	240		
								240	費		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	240
											需用費 ((240)
											賄材料費	240
	2,624	733	3					1, 891				
項 計	(823, 917)							•				
	(826, 541)											
			1									

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学	校	903	422		481				
管	理 費	(140, 431)	国庫支出金						
		(141, 334)							
					58	10 需 用 費	845	20 中学校管理に要する経費	58 増

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

(款) 9 教育	月 月							(垻)	3 甲等	产 (又) [(単位 十円)
	補 正 額	補	正	頂 の	財	源	内	訳			節					
目	(補正前の額)	特	定	財	J	亰		_	般	 	分	<u> </u>	安百	説明		
	(計)	国県支出金	地	方 債	そ	の	他	財	源	区	ガ	金	額			
1 学 校									58	1 消	耗 品		845	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		58
管 理 費										費						
										11 役	務費		58	役務費	(58)
										1 通	信 運		58	通信運搬費		58
										搬	費					
		422							423					22 中学校保健衛生に要する経費		845 増
		422							423					(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		845
														需用費	(845)
														消耗品費		845
2 教 育	297								297							
振 興 費	(99, 796)															
	(100, 093)															
									297	10 需	用費		297	20 中学校教育振興に要する経費		297 増
										1 消	耗 品		297			
									297	費				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		297
														需用費	(297)
														消耗品費		297
4 学 校									188							
給 食 費																
	(174, 251)															
									188	10 需			188	20 給食運営に要する経費		188 増
											材料		188			
									188	費				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		188
														需用費	(188)

(款) 9 教育	費						(項)	3 中学	学校費						(単位 千円)
	補 正 額	補	正	質 の	財	源 内	訳			節					
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区	分	金	岁 百	説	1	
	(計)	国県支出金	: 地 :	方 信	量そ	の他	財	源		ガ	金	谼			
4 学 校													賄材料費		188
給 食 費															
	1,388	42	2					966							
項 計	(426, 655)														
	(428, 043)														
(款) 9 教育							(項)	4 幼稚	作園費						
1幼稚園		46	0												
管 理 費	(44,091)	県支出金													
	(44, 551)														
		46	0						10 需	用費		31	21 幼稚園保健衛生に要する経費		460 増
									1 消	耗品		31			
		46	0						費	•			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		460
									17 備品	購入費		429			
													需用費	(31)
													消耗品費		31
													備品購入費	(429)
													• 感染症対策用備品		429
	460	46	0												
項 計	(44,091)														
	(44, 551)														
(款) 9 教育							(項)		会教育費						
1 社会教育	20, 708	8, 58	4					6,063							
総 務 費	(738, 841)	国庫支出金													
	(759, 549)	6, 06	1												
		県支出金													
		14, 64	5					6,063	1 報	酬		3, 184	38 放課後児童対策事業に要する経費		20,708 増
									10 需	用費		2, 524			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

(30)							()//		A 1/V D 7K						T 1 1 1 7 /
	補 正 額	補	正	質 の	財》	原 内	訳	·		節			•	•	_
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区	>	金額	説	明		
	(計)	国県支出金	地	方 債	そ(の 他	財	源		分	立 領				
1 社会教育		14, 645						6, 063	1 消 ;	耗 品	2, 524	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費			20, 708
総 務 費									費						
												報酬		(18, 184)
												• 放課後児童支援員報酬			18, 184
												需用費		(2,524)
												消耗品費			2,524
	20, 708	14, 645						6,063							
項 計	(1,063,393)														
	(1,084,101)														
	25, 180	16, 260						8, 920							
款 計	(3,719,185)														
	(3,744,365)														
	10, 986, 779	10, 937, 989						48, 790							
歳出合計	(36, 960, 000)														
	(47, 946, 779)														

明 書

一 般 職 (1) 総 括

		職員数		給 生	 費		共 済 費	合 計	備考	<u>.</u>
区	分	版 貝 剱	報酬	給料	職員手当	計	, , , , , , ,)/fi	*
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	正 前	(868) 737	900, 969	2, 883, 348	2, 689, 771	6, 474, 088	1, 097, 895	7, 571, 983		
補	正 後	(870) 737	920, 683	2, 883, 348	2, 698, 014	6, 502, 045	1, 098, 156	7, 600, 201		
比	較	(2)	19, 714		8, 243	27, 957	261	28, 218		

※() 内は,再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
員	補正前	74, 530	50, 940	39, 210			160, 539	38,000
手	補 正 後	74, 530	50, 940	39, 210	117, 100	9, 580	167, 893	38, 000
当	比較						7, 354	
0	区分	期末手当 (千円)		退職手当負担金 (千円)		休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当
	区 分 補 正 前	期末手当 (千円) 748,041	勤勉手当 (千円) 521,940	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
0)		(千円)	(千円)	(千円) 572, 200	(千円) 305, 844	(千円) 40,000	(千円) 11,847	(千円)

ア 会計年度任用職員以外の職員

<u> </u>	4F1 1 /2C12			۸۸ ا		I			
		職員数		<u> </u>	尹 質		共 済 費	合 計	備考
区	分	椒 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	六 仍 頁		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	正 前	(86) 737		2, 883, 348	2, 666, 727	5, 550, 075	1, 015, 442	6, 565, 517	
補	正 後	(86) 737		2, 883, 348	2, 674, 970	5, 558, 318	1, 015, 442	6, 573, 760	
比	較				8, 243	8, 243		8, 243	

※() 内は,再任用職員数の外書き。

職	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
員	補正前	74, 530						
手	補 正 後	74, 530	50, 940	39, 210	117, 100	9, 580	167, 893	38, 000
当	比較						7, 354	
0)	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金(千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当
内	補 正 前	724, 997	521, 940	572, 200	305, 844	40, 000	11, 847	
訳	補正後	724, 997	521, 940	572, 200	305, 844	40, 673	11, 847	216
	比 較					673		216

イ 会計年度任用職員

, <u> </u>	/JC 122/	(1) MY								
		職員数		給 与	身 費		共 済 費	合 計	備	考
区	分	戚 貝 剱	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 賃		U用	7
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補 正	前	(782)	900, 969		23, 044	924, 013	82, 453	1, 006, 466		
補正	後	(784)	920, 683		23, 044	943, 727	82, 714	1, 026, 441		
比	較	(2)	19, 714			19, 714	261	19, 975		

※() 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	児童手当
職		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
員	補 正 前							
手	補 正 後							
当	比 較							
0	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金(千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当
内	補 正 前	23, 044	(113/	(113)	(113)	(113/	(113)	(114)
訳	補正後	23, 044						
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

	増減額(千円)	増減事由別内訳	(千円)	説		明	備	考
給 料	0	給与改定に伴う増減分						
		昇給に伴う増加分						
		その他の増減分						
職員手当	8, 243	制度改正に伴う増減分	0	扶養	千円 期末	千円		
				通勤	勤勉			
				住居	退·手·負			
				管理職	地域			
				特勤	休日			
				時間外	夜間			
				児童	管理職特勤			
		その他の増減分	8, 243	扶養	千円 期末	千円		
				通勤	勤勉			
				住居	退·手·負			
				管理職	地域			
				特勤	休日	673		
				時間外	7,354 夜間			
				児童	管理職特勤	216		

議案第27号

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,405千円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ10,657,337千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入										(単位 千円)
	款				項			補正前の額	補正額	= -
4 県	支	出	金					7, 588, 664	10, 405	7, 599, 069
				2 県	補	助	金	7, 563, 810	10, 405	7, 574, 215
		歳	入	合	計			10, 646, 932	10, 405	10, 657, 337

歳 出 (単位 千円)

		款					項				補正前の額	補正額	計
2 保	険	給	付	費							7, 354, 678	10, 405	7, 365, 083
					6 傷	病	手	当	諸	費		10, 405	10, 405
		歳		出	合		計				10, 646, 932	10, 405	10, 657, 337

歳入歳出補正予算事項別明細書

1	総	拮												
歳	入												(単位	千円)

//1/4								
		認	文 (大			補正前の額	補正額	計
4 県		支	出	<u></u>	Ž	7, 588, 664	10, 405	7, 599, 069
	歳	入	合	計		10, 646, 932	10, 405	10, 657, 337

出 (単位 千円) 正 額 財 源 \mathcal{O} 款 補正前の額 特 定 財 補正額 計 源 一般財源 国県支出金 地 方 \mathcal{O} 2 保 険 給 付 費 7, 354, 678 10, 405 7, 365, 083 10, 405 歳 出 合 計 10, 646, 932 10, 405 10, 657, 337 10, 405

2 歳 入

(款) 4 県支出金 (項) 2 県補助金 (単位 千円)

В	補正前の額	抽	75	岁百	⇒ 1.				節			量的	BB	
Ħ	伸上削り領	們	JE.	領	βT		区	5	}	金	額	東北	1971	
1保険給付費等	7, 563, 810		10	, 405	7, 574, 215	2 特	別	交	付 金		10, 405	・特別調整交付金分(市町村)		10,405 増
交 付 金														
計	7, 563, 810		10	, 405	7, 574, 215									

3 歳 出

項 計

款 計

歳出合計

10, 405

0) 10,405)10, 405

(7, 354, 678) (7,365,083)10, 405

(10,646,932) (10,657,337) 10, 405

10, 405

10, 405

(款) 2 保険	食給付費					(項)	6 傷	病手当諸費				(単位 千円)
	補 正 額	補	正額	の財	上 源 内	訳		節				
目	(補正前の額)	特	定	財	源	_	般	区分	金額	説	明	
	(計)	国県支出金	地方	債そ	の作	也 財	源		立 识			
1 傷 病	10, 405	10, 405										
手 当 金	(0)	県支出金										
	(10, 405)											
		10, 405						18 負 担 金,		75 傷病手当金		10, 405
								補助及び				
								交 付 金		負担金,補助及び交付金	(10, 405
										・傷病手当金		10, 405

議案第28号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済 対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資 産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、市税の徴収猶予制度の特 例等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正 するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後 改正前

付 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の 2 まで, 第 61 条又は第 62 条の規定の適用 がある各年度分の固定資産税に限り、第6 1条第8項中「又は第349条の3の4から 第349条の5まで」とあるのは、「若しく は第349条の3の4から第349条の5ま で又は附則第15条から第15条の3の2 まで、第61条若しくは第62条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で 定める割合)

第10条の2 (略)

2から26まで (略)

27 法附則第62条に規定する市町村の条例 で定める割合は、零とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条 | 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条 第4項において準用する場合を含む。)に 掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のもの に限る。以下この条において同じ。) に対 しては,当該3輪以上の軽自動車の取得が 令和元年10月1日から令和3年3月31 日までの間(付則第15条の6第3項にお いて「特定期間」という。)に行われたと きに限り、第80条第1項の規定にかかわ らず、軽自動車税の環境性能割を課さな

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収 猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第

付 則

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2までの規定の適用がある各年度分の固 定資産税に限り、第61条第8項中「又は 第349条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3の4 から第349条の5まで又は附則第15条か ら第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で 定める割合)

第10条の2 (略)

2から26まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4項において準用する場合を含む。)に 掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のもの に限る。以下この条において同じ。)に対 しては, 当該3輪以上の軽自動車の取得が 令和元年10月1日から令和2年9月30 日までの間(付則第15条の6第3項にお いて「特定期間」という。)に行われたと きに限り、第80条第1項の規定にかかわ らず、軽自動車税の環境性能割を課さな 11

59条第3項において準用する法第15条の 2第8項に規定する条例で定める期間につ いて準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済 対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者等が所有する償 却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置が講じられたことを踏まえ、所要 の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

よ / C以正 / つ。	
改正後	改正前
付 則	付 則
1から15まで (略)	1から15まで (略)
(宅地化農地に対して課する都市計画税の	(宅地化農地に対して課する都市計画税の
納税義務の免除等)	納税義務の免除等)
16 及び17 (略)	16 及び 17 (略)
18 法附則第15条第1項,第13項,第18	18 法附則第15条第1項,第13項,第18
項から第22項まで,第24項,第25項,	項から第22項まで,第24項,第25項,
第29項,第33項,第37項から第39項ま	第29項,第33項,第37項から第39項ま
で, 第42項から第44項まで, 第47項若	で,第42項から第44項まで,第47項若
しくは第48項,第15条の2第2項 <u>,第1</u>	しくは第 48 項, 第 15 条の 2 第 2 項 <u>又は第</u>
<u>5条の3又は第61条</u> の規定の適用がある	<u>15 条の 3</u> の規定の適用がある各年度分の
各年度分の都市計画税に限り,第2条第2	都市計画税に限り、第2条第2項中「又は
項中「又は第33項」とあるのは「若しく	第 33 項」とあるのは 「若しくは第 33 項又
は第33項又は附則第15条から第15条の	は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とす
3 まで <u>若しくは第 61 条</u> 」とする。	る。
19 (略)	19 (略)

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

議案第30号

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状により感染の疑いがあるものとして労務に服することができなくなった、給与等の支払を受けている後期高齢者 医療被保険者に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を市において行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

取手市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市が行う事務)	(市が行う事務)
第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の 医療の確保に関する法律施行令(平成19年 政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の 確保に関する法律施行規則(平成19年厚生 労働省令第129号)第6条及び第7条に規定 する事務のほか、次に掲げる事務を行うも	第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の 医療の確保に関する法律施行令(平成19年 政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の 確保に関する法律施行規則(平成19年厚生 労働省令第129号)第6条及び第7条に規定 する事務のほか、次に掲げる事務を行うも
のとする。 (1)から(7)まで (略) (8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当 金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略)	のとする。 (1)から(7)まで (略) <u>(8)</u> (略)

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

令和元年度取手市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について

令和元年度取手市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信



専決処分第6号

専 決 処 分 書

令和元年度取手市一般会計補正予算(第14号)について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市一般会計補正予算 (第14号)

令和元年度取手市一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,848千円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ40,815,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

//1//											(1111)
	款					項			補正前の額	補正額	計
16 県	支	出	金						2, 610, 194	5, 004	2, 615, 198
				2 県	補		助	金	732, 874	5, 004	737, 878
19 繰	入		金						1, 582, 871	1,630	1, 584, 501
				2 基	金	繰	入	金	1, 465, 724	1,630	1, 467, 354
21 諸	収		入						1, 099, 956	214	1, 100, 170
				6 雑				入	938, 705	214	938, 919
	歳	Ž	入	合	1	†			40, 808, 895	6, 848	40, 815, 743

歳 出 (単位 千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
4 衛	生	費						1, 501, 156	6, 848	1, 508, 004
			1 保	健	衛	生	費	904, 896	6, 848	911, 744
	歳	出	合		計			40, 808, 895	6, 848	40, 815, 743

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加) (単位 千円)

	款				:	項			事	業	名	金	額
4 衛	生	費	1	保	健	衛	生	費	新型コロナウイルス感	染症対策事	業	1	557

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳	入		(単位	千円)

			款			補正前の額	補正額	計
16 県		支	出		金	2, 610, 194	5, 004	2, 615, 198
19 繰			入		金	1, 582, 871	1,630	1, 584, 501
21 諸			収		入	1, 099, 956	214	1, 100, 170
	歳	入	合	計		40, 808, 895	6, 848	40, 815, 743

歳 出 (単位 千円)

					,				補	正	額	の	財	源	内	訳	
		Ž	款			補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		. фл	· 日子 》压
									国県支出金	地	方	債	そ	の	他	一加	:財源
4 衛			生		費	1, 501, 156	6, 848	1, 508, 004	5,004						214		1,630
	歳	出	合	計		40, 808, 895	6, 848	40, 815, 743	5, 004						214		1,630

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

Ħ	補正前の額	a 正 好	計		節			⊒H.	甲目	
Ħ	伸上前の領	補 正 額	ĦΤ	区	分	金	額		97	
3衛生費県補助金	10, 834	5, 004	15, 838	1保健衛	生費補助金		5,004	• 障害者総合支援事業費補助金		5,004
計	732, 874	5, 004	737, 878							

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1財政調整基金	1,008,081	1,630	1, 009, 711	1財	政 調	整 基	金	1,630	· 財政調整基金繰入金	1,630 増
繰 入 金				繰	入		金			
計	1, 465, 724	1,630	1, 467, 354							

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑	入	521, 294	214	521, 508	6 衛	生	費	雑	入	214	• 学校臨時休業対策費補助金	214
	計	938, 705	214	938, 919								

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (単位 千円)

(水) 4 倒生	二貝						(坦)	1 1/7/	建 網土貫			(-	半位 1 门/
	補 正 額	補	正額	(の	財 源	内	訳		節				
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区分	金額	説明		
	(計)	国県支出金	地力	テラ 債	その	他	財	源	区 ガ	金 領			
2 予 防 費	6, 848	5, 004				214		1,630					
	(261, 482)	県支出金			諸収入								
	(268, 330)												
		5, 004				214		1,630	11 需 用 費	1,844	24 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費		6,848 増
									1 消 耗 品	1, 557			
									費		需用費	(1,844 増)
									7 賄 材 料	287	消耗品費		1,557 増
									費		賄材料費		287
									20 扶 助 費	5, 004	扶助費	(5,004)
											・障害児通所給付費		5,004
	6, 848	5, 004				214		1,630					
項 計	(904, 896)												
	(911, 744)												
	6, 848	5, 004				214		1,630					
款 計	(1,501,156)												
	(1,508,004)												
	6, 848	5, 004				214		1,630					
歳出合計	(40, 808, 895)												
	(40, 815, 743)												

承認第3号

取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第7号

専 決 処 分 書

取手市税条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

取手市長 藤井信吾

(取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u> 族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは,当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに,施行規則で定めるところにより,次に掲げる事項を記載した申告書を,当該給与支払者を経由して,市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

2から5まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第 1項の規定により同項に規定する申告書 を提出しなければならない者又は法の施 行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受 けるものを除く。以下この項において「公 的年金等」という。)の支払を受ける者で あって,扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。)で市内に住所 を有するものは,当該申告書の提出の際に

改正前

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u> 族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に</u> 該当する場合には、その旨

(4) (略)

2から5まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第 1項の規定により同項に規定する申告書 を提出しなければならない者又は法の施 行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受 けるものを除く。以下この項において「公 的年金等」という。)の支払を受ける者で あって, 扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者若しくは単身児童扶養者 である者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。)で市内に住所を有す 経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

2から5まで (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 (略)

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3から17まで (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地<u>又は</u>家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をい

るものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2から5まで (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若し くは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が,租税特別 措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又 は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には,法第321条の8 第24項及び令第48条の12の2に規定す るところにより,控除すべき額を前項の規 定により申告納付すべき法人税割額から 控除する。
- 3から17まで (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地<u>または</u>家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者をいう。この場合において、所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以

う。この場合において、所有者として登記 又は登録がされている個人が賦課期日前 に死亡しているとき、若しくは所有者とし て登記又は登録がされている法人が同日 前に消滅しているとき、又は所有者として 登記されている法第348条第1項の者が 同日前に所有者でなくなっているときは、 同日において当該土地又は家屋を現に所 有している者をいう。

3 (略)

- 4 固定資産の所有者の所在が、震災、風水 害、火災その他の事由<u>により</u>不明である場 合<u>には</u>、その使用者を所有者とみなして、 固定資産課税台帳に登録し、その者に固定 資産税を<u>課することができる。この場合に</u> おいて、市長は、当該登録をしようとする ときは、あらかじめ、その旨を当該使用者 に通知しなければならない。
- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号) による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定 により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業 及び密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等35分割ではでではで地の供給の 促進に関する特別措置法(昭和50年法律 第67号)による住宅街区整備事業を含む。

下固定資産税について同様とする。)として登記または登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき,若しくは所有者として登記または登録されている法人が同日前に消滅しているとき,または所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは,同日において当該土地または家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が、震災、風水 害、火災その他の事由<u>によって</u>不明である 場合<u>においては</u>、その使用者を所有者とみ なして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録 し、その者に固定資産税を<u>課する</u>。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号) による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定 により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業 及び密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第45号)第46条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律で表び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。 以下この項において同じ。)又は土地改良 法(昭和24年法律第195号)による土地改 良事業の施行に係る土地については,法令 若しくは規約等の定めるところにより仮 換地,一時利用地その他の仮に使用し,若 しくは収益することができる土地(以下こ の項において「仮換地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理法 による土地区画整理事業の施行者が同法 第100条の2(農住組合法第8条第1項及 び密集市街地における防災街区の整備の 促進に関する法律第46条第1項において 適用する場合並びに大都市地域における 住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 別措置法第83条において準用する場合を 含む。)の規定により管理する土地で当該 施行者以外の者が仮に使用するもの(以下 この項において「仮使用地」という。)が ある場合には, 当該仮換地等又は仮使用地 について使用し、又は収益することができ ることとなった日から換地処分の公告が ある日又は換地計画の認可の公告がある 日までの間は, 仮換地等にあっては当該仮 換地等に対応する従前の土地について登 記簿又は土地補充課税台帳に所有者とし て登記又は登録がされている者をもって, 仮使用地にあっては土地区画整理法によ る土地区画整理事業の施行者以外の仮使 用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換 地等又は仮使用地に係る第1項の所有者 とみなし, 換地処分の公告があった日又は 換地計画の認可の公告があった日から換 地又は保留地を取得した者が登記簿に当 該換地又は保留地に係る所有者として登 記される日までの間は、当該換地又は保留 地を取得した者をもって当該換地又は保 留地に係る同項の所有者とみなすことが できる。

7 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第 1 項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において

以下この項において同じ。)又は土地改良 法(昭和24年法律第195号)による土地改 良事業の施行に係る土地については,法令 若しくは規約等の定めるところによって. 仮換地,一時利用地その他の仮に使用し, 若しくは収益することができる土地(以下 この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理法 による土地区画整理事業の施行者が同法 第100条の2(農住組合法第8条第1項及 び密集市街地における防災街区の整備の 促進に関する法律第46条第1項において 適用する場合並びに大都市地域における 住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 別措置法第83条において準用する場合を 含む。)の規定によって管理する土地で当 該施行者以外の者が仮に使用するもの(以 下この項において「仮使用地」という。) がある場合においては、当該仮換地等又は 仮使用地について使用し、又は収益するこ とができることとなった日から換地処分 の公告がある日又は換地計画の認可の公 告がある日までの間は, 仮換地等にあって は当該仮換地等に対応する従前の土地に ついて登記簿又は土地補充課税台帳に所 有者として登記又は登録されている者を もって, 仮使用地にあっては土地区画整理 法による土地区画整理事業の施行者以外 の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当 該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の 所有者とみなし, 換地処分の公告があった 日又は換地計画の認可の公告があった日 から換地又は保留地を取得した者が登記 簿に当該換地又は保留地に係る所有者と して登録される日までの間は、当該換地又 は保留地を取得した者をもって当該換地 又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 第 23 条第 1 項の規定<u>によって</u>使用する埋 立地若しくは干拓地(以下この項において

「埋立地等」という。)又は国が埋立て若 しくは干拓により造成する埋立地等(同法 第42条第2項の規定による竣功通知前の 埋立地等に限る。以下この項において同 じ。)で工作物を設置し、その他土地を使 用する場合と同様の状態で使用されてい るもの(埋立て又は干拓に関する工事に関 して使用されているものを除く。)につい ては、これらの埋立地等をもって土地とみ なし、これらの埋立地等のうち、都道府県、 市町村, 特別区, これらの組合, 財産区及 び合併特例区(以下この項において「都道 府県等」という。)以外の者が同法第23条 第1項の規定により使用する埋立地等に あっては、 当該埋立地等を使用する者を もって当該埋立地等に係る第1項の所有 者とみなし、都道府県等が同条第1項の規 定により使用し、又は国が埋立て若しくは 干拓により造成する埋立地等にあっては, 都道府県等又は国が当該埋立地等を都道 府県等又は国以外の者に使用させている 場合に限り, 当該埋立地等を使用する者 (土地改良法第87条の2第1項の規定に より国又は都道府県が行う同項第1号の 事業により造成された埋立地等を使用す る者で令第49条の3に規定するものを除 く。)をもって当該埋立地等に係る第1項 の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなし

「埋立地等」という。)又は国が埋立て若 しくは干拓によって造成する埋立地等(同 法第 42 条第 2 項の規定による竣功通知前 の埋立地等に限る。以下この項において同 じ。)で工作物を設置し、その他土地を使 用する場合と同様の状態で使用されてい るもの(埋立て又は干拓に関する工事に関 して使用されているものを除く。)につい ては、これらの埋立地等をもって土地とみ なし、これらの埋立地等のうち、都道府県、 市町村, 特別区, これらの組合, 財産区及 び合併特例区(以下この項において「都道 府県等」という。)以外の者が同法第23条 第1項の規定によって使用する埋立地等 にあっては, 当該埋立地等を使用する者を もって当該埋立地等に係る第1項の所有 者とみなし,都道府県等が同条第1項の規 定によって使用し、又は国が埋立て若しく は干拓によって造成する埋立地等にあっ ては、都道府県等又は国が当該埋立地等を 都道府県等又は国以外の者に使用させて いる場合に限り, 当該埋立地等を使用する 者(土地改良法第87条の2第1項の規定 により国又は都道府県が行う同項第1号 の事業により造成された埋立地等を使用 する者で令第49条の2に規定するものを 除く。)をもって当該埋立地等に係る第1 項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の12</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなし

て固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2から8まで (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に 規定する住宅用地をいう。以下この条及び 第74条において同じ。)に対して課する固 定資産税の課税標準は,第1項から第6項 まで及び法第349条の3第11項の規定に かかわらず,当該住宅用地に係る固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1 の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は,第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず,当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法<u>第 349 条の 3 第 27 項</u>等の条例で定め る割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第27項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は,2分の 1とする。
- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は,2分の1とす る。
- 3 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は,2分の1とす る。

(現所有者の申告)

- 第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所,氏 名又は名称,次号に規定する個人との関

て固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2から8まで (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に 規定する住宅用地をいう。以下この条及び 第74条において同じ。)に対して課する固 定資産税の課税標準は,第1項から第6項 まで及び法第349条の3第12項の規定に かかわらず,当該住宅用地に係る固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1 の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は,第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず,当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法<u>第 349 条の 3 第 28 項</u>等の条例で定め る割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は,2分の 1とする。
- 2 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は,2分の1とす る。
- 3 法<u>第349条の3第30項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は,2分の1とす る。

係及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあっては, 住所,氏名又は名称及び同号に規定する 個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿 又は土地補充課税台帳若しくは家屋補 充課税台帳に登記又は登録がされてい る個人が死亡している場合における当 該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収 に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に 規定する固定資産の所有者をいう。)が第 74 条若しくは法第 383 条の規定により、 又は現所有者が前条の規定により申告す べき事項について正当な事由がなくて申 告をしなかった場合には、その者に対し、 10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販 売業者等が,同条第1項第1号又は第2号 に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等 について、第98条第1項又は第2項の規 定による申告書に前項(法第469条第1項 第1号又は第2号に係る部分に限る。)の 適用を受けようとする製造たばこに係る たばこ税額を記載し、かつ、施行規則第1 6条の2の3第1項に規定する書類を保存 している場合に限り、適用する。
- 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販 売業者等が市長に施行規則第16条の2の 3第2項に規定する書類を提出している場 合に限り、適用する。
- 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第 75 条 固定資産の所有者(法第 386 条に 規定する固定資産の所有者をいう。)が第 74条又は法第383条の規定によって申告 すべき事項について正当な事由がなくて 申告をしなかった場合においては、その者 に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

- 3 <u>第1項(法第469条第1項第3号又は第4</u><u>2</u> <u>前項</u>の規定は, 卸売販売業者等が市長に 施行規則第16条の2の3に規定する書類 を提出しない場合には、適用しない。
 - 3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申 告納付すべき者(以下この節において「申 告納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売 渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課 税標準たる本数の合計数(以下この節にお いて「課税標準数量」という。)及び当該 課税標準数量に対するたばこ税額,第96 条第1項の規定により免除を受けようと する場合にあっては同項の適用を受けよ うとする製造たばこに係るたばこ税額並 びに次条第1項の規定により控除を受け ようとする場合にあっては同項の適用を 受けようとするたばこ税額その他必要な 事項を記載した施行規則第34号の2様式 による申告書を市長に提出し, 及びその申 告に係る税金を施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなけれ ばならない。この場合において、当該申告 書には、第96条第3項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たばこの 品目ごとの数量についての明細を記載し た施行規則第16号の5様式による書類を 添付しなければならない。

2から5まで (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2から5まで (略)

6 第54条第7項の規定は,特別土地保有税について準用する。この場合において,同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と,当該埋立地等を使用する者」と,「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と,「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申 告納付すべき者(以下この節において「申 告納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売 渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課 税標準たる本数の合計数(以下この節にお いて「課税標準数量」という。)及び当該 課税標準数量に対するたばこ税額,第96 条第1項の規定により免除を受けようと する場合にあっては同項の適用を受けよ うとする製造たばこに係るたばこ税額並 びに次条第1項の規定により控除を受け ようとする場合にあっては同項の適用を 受けようとするたばこ税額その他必要な 事項を記載した施行規則第34号の2様式 による申告書を市長に提出し, 及びその申 告に係る税金を施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなけれ ばならない。この場合において、当該申告 書には、第96条第2項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たばこの 品目ごとの数量についての明細を記載し た施行規則第16号の5様式による書類を 添付しなければならない。

2から5まで (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第 131 条 (略)

2から5まで (略)

6 <u>第 54 条第 6 項</u>の規定は,特別土地保有税 について準用する。この場合において,同 項中「当該埋立地等を使用する者」とある のは「当該埋立地等の使用の開始をもって 土地の取得と,当該埋立地等を使用する 者」と,「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者又は取得者」 と,「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和6年度までの 各年度分の個人の市民税に限り, 法附則第 6条第4項に規定する場合において、第3 6条の2第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知書 が送達される時までに提出されたもの及 びその時までに提出された第36条の3第 1項の確定申告書を含む。次項において同 じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置 法第25条第1項に規定する事業所得の明 細に関する事項の記載があるとき(これら の申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。)は、当 該事業所得に係る市民税の所得割の額を 免除する。

2及び3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り,第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは,「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u>附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法<u>附則第 15 条第 2 項第 5 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 4 分の 3 と する。

3及び4 (略)

- <u>5</u> 法<u>附則第 15 条第 26 項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。
- 6 法<u>附則第15条第27項第1号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は,3分の2と する。

第8条 昭和57年度から令和3年度までの 各年度分の個人の市民税に限り, 法附則第 6条第4項に規定する場合において,第3 6条の2第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知書 が送達される時までに提出されたもの及 びその時までに提出された第36条の3第 1項の確定申告書を含む。次項において同 じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置 法第25条第1項に規定する事業所得の明 細に関する事項の記載があるとき(これら の申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。)は、当 該事業所得に係る市民税の所得割の額を 免除する。

2及び3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り,第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは,「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で 定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する 市町村の条例で定める割合は, 2 分の 1 と する。
- 3 法<u>附則第 15 条第 2 項第 6 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 4 分の 3 と する。

4及び5 (略)

- <u>6</u> 法<u>附則第 15 条第 29 項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 7 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 3 分の 2 と する。

- 7 法<u>附則第15条第27項第2号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は,2分の1と する。
- 8 法<u>附則第15条第27項第3号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は,2分の1と する。
- 9 法<u>附則第 15 条第 28 項第 1 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 3 分の 2 と する。
- 10 法<u>附則第 15 条第 28 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。
- 11 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 12 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号口</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 13 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 14 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号二</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 15 法<u>附則第 15 条第 30 項第 2 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。
- 16 法<u>附則第 15 条第 30 項第 2 号口</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は,4分の3とする。
- 17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。

- 8 法<u>附則第 15 条第 30 項第 2 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 2 分の 1 と する。
- 9 法<u>附則第 15 条第 30 項第 3 号</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は, 2 分の 1 と する。
- 10 法<u>附則第 15 条第 31 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 11 法<u>附則第 15 条第 31 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。
- 12 法<u>附則第 15 条第 33 項第 1 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号ロに規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は,3 分の 2 とする。
- 15 法<u>附則第15条第33項第1号二</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は,3分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は,3分の2とする。
- 17 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号口</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。
- 19 法<u>附則第 15 条第 33 項第 3 号イ</u>に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。

- 19 法附則第 15 条第 30 項第 3 号口に規定 20 法附則第 15 条第 33 項第 3 号口に規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハに規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とす る。
- 22 法<u>附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とす
- 24 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町 村の条例で定める割合は、零とする。
- 25 法附則第15条第47項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とす る。

26 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地 の価格の特例)

第11条の2 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する令 和元年度適用土地又は令和元年度類似適 用土地であって,令和2年度分の固定資産 税について前項の規定の適用を受けない こととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は,第61条の規 定にかかわらず、修正された価格(法附則 第17条の2第2項に規定する修正された 価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から 令和2年度までの各年度分の固定資産税

- する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第 15条第 33項第 3号ハに規定 する設備について同号に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15</u>条第38項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とす る。
- 23 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町 村の条例で定める割合は、5分の4とす る。
- 24 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 25 法附則第15条第45項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とす る。
- 26 法附則第15条第47項に規定する市町 村の条例で定める割合は、零とする。

27 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地 の価格の特例)

第11条の2 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する平 成31年度適用土地又は平成31年度類似 適用土地であって,令和2年度分の固定資 産税について前項の規定の適用を受けな いこととなるものに対して課する同年度 分の固定資産税の課税標準は、第61条の 規定にかかわらず、修正された価格(法附 則第17条の2第2項に規定する修正され た価格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から 令和2年度までの各年度分の固定資産税 の特例)

- 第12条 宅地等に係る平成30年度から令 和2年度までの各年度分の固定資産税の 額は, 当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税額が,当該宅地等の当該年度分の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額に,当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価 格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3の2の規定の適 用を受ける宅地等であるときは, 当該価格 に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ の条において同じ。) に 100 分の 5 を乗じ て得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条 の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額(以下 「宅地等調整固定資産税額」という。)を 超える場合には、当該宅地等調整固定資産 税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の宅地等調整固定資産税額は,当該宅 地等調整固定資産税額が, 当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の6を乗じて得た 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受 ける商業地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には,同 項の規定にかかわらず, 当該固定資産税額 とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係

の特例)

- 第12条 宅地等に係る平成30年度から令 和2年度までの各年度分の固定資産税の 額は, 当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税額が,当該宅地等の当該年度分の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額に,当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価 格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3の2の規定の適 用を受ける宅地等であるときは, 当該価格 に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ の条において同じ。)に100分の5を乗じ て得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条 の3 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以 下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資 産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の宅地等調整固定資産税額は, 当該宅 地等調整固定資産税額が, 当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の6を乗じて得た 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは, 当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額を超える場合には, 同項の規定にかかわらず, 当該固定資産税 額とする。

る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は,当該宅地等調整固定資産税額は,当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には,同項の規定にかかわらず,当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに 係る平成30年度から令和2年度までの各 年度分の固定資産税の額は,第1項の規定 にかかわらず, 当該商業地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるとき は,前年度分の固定資産税の課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額(以下「商業地等 据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平 成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分 の固定資産税の額は,第 1 項の規定にかか わらず,当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第 34 9 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であ

る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は,当該宅地等調整固定資産税額は,当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には,同項の規定にかかわらず,当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに 係る平成30年度から令和2年度までの各 年度分の固定資産税の額は、第1項の規定 にかかわらず, 当該商業地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であると きは,前年度分の固定資産税の課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「商業地 等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平 成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分 の固定資産税の額は,第 1 項の規定にかか わらず,当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第 34 9 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等で

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税 額が, 当該農地に係る当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額(当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) に, 当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄 に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当 該農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該 農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30 年度から令和2年度までの各年度分の固 定資産税の額は,前条の規定により算定し た当該市街化区域農地に係る当該年度分 の固定資産税額が,当該市街化区域農地の 当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額に,当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の額は, 当該農地に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該農地に係る当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額(当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは,当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 を当該農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額(以下「農地調整固定 資産税額」という。)を超える場合には、 当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30 年度から令和2年度までの各年度分の固 定資産税の額は,前条の規定により算定し た当該市街化区域農地に係る当該年度分 の固定資産税額が,当該市街化区域農地の 当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額に,当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の 額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には,当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から令和2年度まで の各年度分の市街化区域農地調整固定資 産税額は,当該市街化区域農地調整固定資 産税額が、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格の3分の1の額に10分の2を乗じ て得た額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地であ るときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定 資産税額に満たない場合には,同項の規定 にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3,第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から令和2年度まで の各年度分の市街化区域農地調整固定資 産税額は,当該市街化区域農地調整固定資 産税額が、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格の3分の1の額に10分の2を乗じ て得た額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける市街化区域農地で あるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農 地に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合には,同項の規 定にかかわらず、当該固定資産税額とす る。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3,第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年

の固定資産税の課税標準となるべき価格」 とあるのは、「当該年度分の固定資産税に 係る付則第12条第1項から第5項までに 規定する課税標準となるべき額」とする。

2から5まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度ま での各年度分の個人の市民税に限り,所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等(租 税特別措置法第31条第1項に規定する土 地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下 この条において同じ。)をした場合におい て, 当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第34条の2第1項に規定する優 良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当 するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡 所得を除く。次項において同じ。)に係る 課税長期譲渡所得金額に対して課する市 民税の所得割の額は,前条第1項の規定に かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、当該各号に定める金額に相当する 額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課

度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格」とあるのは、「当該年度分の固定資 産税に係る付則第12条第1項から第5項 までに規定する課税標準となるべき額」と する。

2から5まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度ま での各年度分の個人の市民税に限り,所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等(租 税特別措置法第31条第1項に規定する土 地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下 この条において同じ。)をした場合におい て, 当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第34条の2第1項に規定する優 良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当 するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡 所得を除く。次項において同じ。)に係る 課税長期譲渡所得金額に対して課する市 民税の所得割の額は,前条第1項の規定に かかわらず,次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、当該各号に定める金額に相当する 額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課

する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の 適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は,当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては,2月末日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

2から4まで (略)

する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の 適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は,当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては,2月末日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

2から4まで (略)

(取手市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中取手市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、令和元年10月1日か	第1条 この条例は、令和元年10月1日か
ら施行する。ただし,次の各号に掲げる規	ら施行する。ただし,次の各号に掲げる規
定け 当該各号に定める日から施行する	定け 当該各号に定める日から施行する

(1)及び(2) (略)

(3) 削除

(3) 第3条及び付則第5条の規定 令和 3年4月1日

第3条 削除

- (1)及び(2) (略)
- (3) 第3条中取手市税条例第24条の改 正規定及び付則第3条の規定 令和3 年1月1日
- (4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除 <u>く。)</u>及び付則第5条の規定 令和3年 4月1日
- 第3条 付則第1条第3号に掲げる規定に よる改正後の取手市税条例第24条第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定は,令 和3年度以後の年度分の個人の市民税に ついて適用し,令和2年度分までの個人の 市民税については,なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き,第1条の規定による改正後の取手市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は,令和2年度以後 の年度分の個人の市民税について適用し,令和元年度分までの個人の市民税につい ては,なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び 同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は,施行日以後に支払を受けるべき所得税 法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法 第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第3 6条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について 適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について 適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

第5条 (略)

2 次に掲げる期間内に、地方税法第465条 第1項に規定する売渡し又は同条第2項 に規定する売渡し若しくは消費等が行わ れる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税 の税率は、取手市税条例第95条の規定に かかわらず、当該各号に定める税率とす る。

(1)及び(2) (略)

- (3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9</u> 月30日まで 1,000本につき4,000円 3から12まで (略)
- 13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465 条第1項に規定する売渡し又は同条第2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行 われた紙巻たばこ3級品を同日に販売の

2 次に掲げる期間内に,地方税法第465条 第1項に規定する売渡し又は同条第2項 に規定する売渡し若しくは消費等が行わ れる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税 の税率は,取手市税条例第95条の規定に

かかわらず、当該各号に定める税率とす

(1)及び(2) (略)

る。

- (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9</u> 月30日まで 1,000本につき4,000円 3から12まで (略)
- 13 平成 31 年 10 月 1 日前に地方税法第 46 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売の

ため所持する卸売販売業者等又は小売販 売業者がある場合において,これらの者が 所得税法等改正法附則第52条第12項の 規定により製造たばこの製造者として当 該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したもの とみなして同項の規定によりたばこ税を 課されることとなるときは、これらの者が 卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3 級品(これらの者が卸売販売業者等である 場合には市内に所在する貯蔵場所,これら の者が小売販売業者である場合には市内 に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接 管理する営業所において所持されるもの に限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課す る。この場合における市たばこ税の課税標 準は、当該売り渡したものとみなされる紙 巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ 税の税率は、1,000本につき1,692円とす る。

14 第5項から第8項までの規定は,前項の 規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において,次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	(略)
	附則第 20 条	(略)
	第4項	(単計)
	平成 28 年 5	令和元年 10
	月 2 日	月 31 日
第6項	平成 28 年 9	令和2年3月
	月 30 日	31 日
第7項の		
表以外の		
部分の部	/m&z \	(略)
から第8	(略)	
項の部ま		
で		

ため所持する卸売販売業者等又は小売販 売業者がある場合において,これらの者が 所得税法等改正法附則第52条第12項の 規定により製造たばこの製造者として当 該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したもの とみなして同項の規定によりたばこ税を 課されることとなるときは、これらの者が 卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3 級品(これらの者が卸売販売業者等である 場合には市内に所在する貯蔵場所,これら の者が小売販売業者である場合には市内 に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接 管理する営業所において所持されるもの に限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課す る。この場合における市たばこ税の課税標 準は, 当該売り渡したものとみなされる紙 巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ 税の税率は、1,000本につき1,692円とす る。

14 第5項から第8項までの規定は,前項の 規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において,次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	(略)
	附則第 20 条	(略)
	第4項	(台)
	平成 28 年 5	平成 31 年 10
	月 2 日	月 31 日
第6項	平成 28 年 9	平成 32 年 3
	月 30 日	月 31 日
第7項の		
表以外の		
部分の部	(m&)	(略)
から第8	(略)	(台四)
項の部ま		
で		

(取手市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 取手市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正後
 改正前

 付則
 付則

 (施行期日)
 (施行期日)

第1条 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)及び(2) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の取手市税 条例(次条において「新条例」という。)第 34条の4の規定は、今和元年10月1日以 後に開始する事業年度分の法人の市民税 及び同日以後に開始する連結事業年度分 の法人の市民税について適用し、同日前に 開始した事業年度分の法人の市民税及び 同日前に開始した連結事業年度分の法人 の市民税については、なお従前の例によ る。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は,<u>今和元年10月1</u> 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第1条 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)及び(2) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の取手市税 条例(次条において「新条例」という。)第 34条の4の規定は、平成31年10月1日 以後に開始する事業年度分の法人の市民 税及び同日以後に開始する連結事業年度 分の法人の市民税について適用し、同日前 に開始した事業年度分の法人の市民税及 び同日前に開始した連結事業年度分の法 人の市民税については、なお従前の例によ る。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は, 平成31年10月1 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第6条 取手市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第32号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める日から施行す る。

(1)から(3)まで (略)

- (4) 第2条中取手市税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日
- (5) 第1条中取手市税条例第23条第1 項及び第3項並びに第48条第1項の改 正規定並びに同条に8項を加える改正 規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2</u> 年4月1日
- (6) 第3条並びに付則第6条及び第7条 の規定 <u>令和2年10月1日</u>
- (7) 第1条中取手市税条例第24条第1 項第2号の改正規定,同条第2項の改正 規定(第2号に掲げる改正規定を除く。) 並びに同条例第34条の2及び第34条 の6の改正規定並びに同条例付則第5 条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条並びに付則第8条及び第9条 の規定 <u>令和3年10月1日</u>
- (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u>(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改 正後の取手市税条例の規定中個人の市民 税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度 分の個人の市民税について適用し、平成3 0年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の 取手市税条例の規定中個人の市民税に関

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める日から施行す る。
 - (1)から(3)まで (略)
 - (4) 第2条中取手市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
 - (5) 第1条中取手市税条例第23条第1 項及び第3項並びに第48条第1項の改 正規定並びに同条に8項を加える改正 規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32</u> 年4月1日
 - (6) 第3条並びに付則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
 - (7) 第1条中取手市税条例第24条第1 項第2号の改正規定,同条第2項の改正 規定(第2号に掲げる改正規定を除く。) 並びに同条例第34条の2及び第34条 の6の改正規定並びに同条例付則第5 条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
 - (8) 第4条並びに付則第8条及び第9条 の規定 平成33年10月1日
 - (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u>(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の取手市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の 取手市税条例の規定中個人の市民税に関

する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経 過措置)

第5条 平成30年10月1日から<u>令和元年9</u> 月30日までの間における前条第4項の規 定の適用については,同項の表第19条第 3号の項中「第81条の6第1項の申告書, 第98条第1項」とあるのは,「第98条第 1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が 行われた製造たばこを同日に販売のため 所持する卸売販売業者等又は小売販売業 者がある場合において,これらの者が所得 税法等改正法附則第51条第9項の規定に より製造たばこの製造者として当該製造 たばこを同日にこれらの者の製造たばこ の製造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課されること となるときは、これらの者が卸売販売業者 等として当該製造たばこ(これらの者が卸 売販売業者等である場合には市内に所在 する貯蔵場所,これらの者が小売販売業者 である場合には市内に所在する当該製造 たばこを直接管理する営業所において所 持されるものに限る。)を同日に小売販売 業者に売り渡したものとみなして, 市たば こ税を課する。この場合における市たばこ 税の課税標準は、当該売り渡したものとみ なされる製造たばこの本数とし, 当該市た ばこ税の税率は、1,000本につき430円と する。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯 蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、 地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第25号。付則第9条

する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経 過措置)

第5条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第7条 平成32年10月1日前に売渡し等 が行われた製造たばこを同日に販売のた め所持する卸売販売業者等又は小売販売 業者がある場合において,これらの者が所 得税法等改正法附則第51条第9項の規定 により製造たばこの製造者として当該製 造たばこを同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして 同項の規定によりたばこ税を課されるこ ととなるときは、これらの者が卸売販売業 者等として当該製造たばこ(これらの者が 卸売販売業者等である場合には市内に所 在する貯蔵場所,これらの者が小売販売業 者である場合には市内に所在する当該製 造たばこを直接管理する営業所において 所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして, 市た ばこ税を課する。この場合における市たば こ税の課税標準は, 当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市 たばこ税の税率は、1,000本につき430円 とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯 蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、 地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第25号。付則第9条

第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は, <u>令和3年3月31日</u>までに, その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の取手市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項,第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 2年新条例第99条の規定は, 販売契約の 解除その他やむを得ない理由により,市内 に営業所の所在する小売販売業者に売り 渡した製造たばこのうち、第1項の規定に より市たばこ税を課された,又は課される べきものの返還を受けた卸売販売業者等 について準用する。この場合において、当 該卸売販売業者等は、施行規則第16条の 2の5又は第16条の4の規定により、こ れらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による書類中 「返還の理由及びその他参考となるべき 事項」欄に、当該控除又は還付を受けよう とする製造たばこについて同項の規定に より市たばこ税が課された,又は課される べきであった旨を証するに足りる書類に 基づいて, 当該返還に係る製造たばこの品 目ごとの本数を記載した上で同様式によ る書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は, <u>平成33年3月31日</u>までに, その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の取手市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項,第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約 の解除その他やむを得ない理由により,市 内に営業所の所在する小売販売業者に売 り渡した製造たばこのうち、第1項の規定 により市たばこ税を課された,又は課され るべきものの返還を受けた卸売販売業者 等について準用する。この場合において, 当該卸売販売業者等は、施行規則第16条 の2の5又は第16条の4の規定により、 これらの規定に規定する申告書に添付す べき施行規則第16号の5様式による書類 中「返還の理由及びその他参考となるべき 事項」欄に、当該控除又は還付を受けよう とする製造たばこについて同項の規定に より市たばこ税が課された,又は課される べきであった旨を証するに足りる書類に 基づいて, 当該返還に係る製造たばこの品 目ごとの本数を記載した上で同様式によ る書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が 行われた製造たばこを同日に販売のため 所持する卸売販売業者等又は小売販売業 者がある場合において、これらの者が所得 税法等改正法附則第51条第11項の規定 により製造たばこの製造者として当該製 造たばこを同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして 同項の規定によりたばこ税を課されるこ ととなるときは、これらの者が卸売販売業 者等として当該製造たばこ(これらの者が 卸売販売業者等である場合には市内に所 在する貯蔵場所,これらの者が小売販売業 者である場合には市内に所在する当該製 造たばこを直接管理する営業所において 所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして, 市た ばこ税を課する。この場合における市たば こ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市 たばこ税の税率は、1,000本につき430円 とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、 平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は, <u>令和4年3月31日</u>までに, その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の取手市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第19条,第98条第4項及び第5項,第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

- 第9条 平成33年10月1日前に売渡し等 が行われた製造たばこを同日に販売のた め所持する卸売販売業者等又は小売販売 業者がある場合において、これらの者が所 得税法等改正法附則第51条第11項の規 定により製造たばこの製造者として当該 製造たばこを同日にこれらの者の製造た ばこの製造場から移出したものとみなし て同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売 業者等として当該製造たばこ(これらの者 が卸売販売業者等である場合には市内に 所在する貯蔵場所,これらの者が小売販売 業者である場合には市内に所在する当該 製造たばこを直接管理する営業所におい て所持されるものに限る。)を同日に小売 販売業者に売り渡したものとみなして,市 たばこ税を課する。この場合における市た ばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの とみなされる製造たばこの本数とし、当該 市たばこ税の税率は、1,000本につき430 円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、 平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の取手市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項,第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)

5 3年新条例第99条の規定は,販売契約の 解除その他やむを得ない理由により,市内 に営業所の所在する小売販売業者に売り 渡した製造たばこのうち,第1項の規定に より市たばこ税を課された,又は課される べきものの返還を受けた卸売販売業者等 について準用する。この場合において、当 該卸売販売業者等は、施行規則第16条の 2の5又は第16条の4の規定により、こ れらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による書類中 「返還の理由及びその他参考となるべき 事項」欄に、当該控除又は還付を受けよう とする製造たばこについて同項の規定に より市たばこ税が課された,又は課される べきであった旨を証するに足りる書類に 基づいて, 当該返還に係る製造たばこの品 目ごとの本数を記載した上で同様式によ る書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約 の解除その他やむを得ない理由により,市 内に営業所の所在する小売販売業者に売 り渡した製造たばこのうち,第1項の規定 により市たばこ税を課された,又は課され るべきものの返還を受けた卸売販売業者 等について準用する。この場合において, 当該卸売販売業者等は、施行規則第16条 の2の5又は第16条の4の規定により, これらの規定に規定する申告書に添付す べき施行規則第16号の5様式による書類 中「返還の理由及びその他参考となるべき 事項」欄に, 当該控除又は還付を受けよう とする製造たばこについて同項の規定に より市たばこ税が課された,又は課される べきであった旨を証するに足りる書類に 基づいて, 当該返還に係る製造たばこの品 目ごとの本数を記載した上で同様式によ る書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第11号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
(施行期日)	(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに付則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、今和元年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに付則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この 条例による改正後の取手市税条例(以下 「新条例」という。)の規定中個人の市民 税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度 分の個人の市民税について適用し、平成3 0年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。
- 2 新条例第34条の7並びに付則第7条の4 及び第9条の2の規定は,<u>令和2年度</u>以後 の年度分の個人の市民税について適用し, <u>令和元年度分</u>までの個人の市民税につい ては,なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び付則第9条の2の規定の適用については, <u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り, 次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

, , , , , ,		
第34条	特例控除	特例控除対象寄
の7第	対象寄附	附金又は同条第1
1項	金	項第1号に掲げる
		寄附金(<u>令和元年</u>
		<u>6月1日</u> 前に支出
		したものに限
		る。)
付則第	特例控除	特例控除対象寄
9条の2	対象寄附	附金又は法第 314
	金	条の7第1項第1
		号に掲げる寄附
		金(令和元年6月
		<u>1日</u> 前に支出した
		ものに限る。)
	送付	(略)

4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は,<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定 資産税について適用し,平成30年度分ま での固定資産税については,なお従前の例 による。

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この 条例による改正後の取手市税条例(以下 「新条例」という。)の規定中個人の市民 税に関する部分は、平成31年度以後の年 度分の個人の市民税について適用し、平成 30年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 2 新条例第34条の7並びに付則第7条の4 及び第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以 後の年度分の個人の市民税について適用 し、<u>平成31年度分</u>までの個人の市民税に ついては、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び付則第9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り,次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条	特例控除	特例控除対象寄
の7第	対象寄附	附金又は同条第1
1項	金	項第1号に掲げる
		寄附金 (<u>平成 31</u>
		<u>年6月1日</u> 前に支
		出したものに限
		る。)
付則第	特例控除	特例控除対象寄
9条の2	対象寄附	附金又は法第 314
	金	条の7第1項第1
		号に掲げる寄附
		金(<u>平成31年6月</u>
		<u>1日</u> 前に支出した
		ものに限る。)
	送付	(略)

4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は,<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第4号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

専決処分第8号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(納税義務者等)

第2条 (略)

- 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋 に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格(法<u>第349条の3第9項から第11項</u> まで、第21項から第23項まで、第25項、 第27項から第30項まで、第32項又は第 33項の規定の適用を受ける土地又は家屋 にあっては、その価格にそれぞれ当該各項 に定める率を乗じて得た額)をいい、前項 の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係 る固定資産税について法第343条におい て所有者又は所有者とみなされる者をい う。
- 3及び4 (略)

付 則

1及び2 (略)

(法<u>附則第 15 条第 38 項</u>の条例で定める割 合)

- 3 法<u>附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。(法<u>附則第 15 条第 39 項</u>の条例で定める割合)
- 4 法<u>附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は,3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割 合)

(納税義務者等)

第2条 (略)

- 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋 に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格(法第349条の3第10項から第12項 まで、第22項から第24項まで、第26項、 第28項から第31項まで、第33項又は第 34項の規定の適用を受ける土地又は家屋 にあっては、その価格にそれぞれ当該各項 に定める率を乗じて得た額)をいい、前項 の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係 る固定資産税について法第343条におい て所有者又は所有者とみなされる者をい う。
- 3及び4 (略)

付 則

1及び2 (略)

(法附則第 15 条第 40 項の条例で定める割 合)

- 3 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村 の条例で定める割合は,5 分の 4 とする。 (法<u>附則第 15 条第 44 項</u>の条例で定める割 合)
- 4 法<u>附則第 15 条第 44 項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。 (法<u>附則第 15 条第 45 項</u>の条例で定める割 合)
- <u>5</u> 法<u>附則第 15 条第 45 項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。

- <u>5</u> 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村 の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。
- 6 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から 令和2年度までの各年度分の都市計画税 の特例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から令和2年 度までの各年度分の都市計画税の額は,当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 額が, 当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格(当該 宅地等が当該年度分の都市計画税につい て法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下同じ。)に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3(第18項を除く。)又 は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは,当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地 等調整都市計画税額」という。)を超える 場合には, 当該宅地等調整都市計画税額と する。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は,当該宅地等調整都市計画税額が,当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当

6 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から 平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から平成32年 度までの各年度分の都市計画税の額は,当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 額が, 当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格(当該 宅地等が当該年度分の都市計画税につい て法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下同じ。)に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける宅地等であるときは, 当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「宅 地等調整都市計画税額」という。)を超え る場合には,当該宅地等調整都市計画税額 とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は,当該宅地等調整都市計画税額が,当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る

該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額 を超える場合には,前項の規定にかかわら ず,当該都市計画税額とする。

- 9 付則第7項の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成30年度から令和2年度までの 各年度分の宅地等調整都市計画税額は,当 該宅地等調整都市計画税額が, 当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得 た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第18項を除 く。) 又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、付則第7項の規定にかか わらず、当該都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年 度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のもの に係る平成30年度から令和2年度までの 各年度分の都市計画税の額は,付則第7項 の規定にかかわらず, 当該商業地等の当該 年度分の都市計画税に係る前年度分の都 市計画税の課税標準額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。)又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「商業地 等据置都市計画税額」という。)とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年 度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る 平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度 分の都市計画税の額は,付則第 7 項の規定

- 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には,前項の規定にかかわらず,当該都市計画税額とする。
- 9 付則第7項の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の宅地等調整都市計画税額は, 当該宅地等調整都市計画税額が, 当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格に10分の2を乗じて 得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3(第19項を除 く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に 満たない場合には,付則第7項の規定にか かわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年 度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のもの に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の都市計画税の額は,付則第7 項の規定にかかわらず, 当該商業地等の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の 都市計画税の課税標準額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第19項を除く。)又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは, 当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「商 業地等据置都市計画税額」という。)とす る。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は,付則第7項の規

にかかわらず, 当該商業地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の7を乗じて得た額(当該商 業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは,当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「商 業地等調整都市計画税額」という。)とす る。

(農地に対して課する平成30年度から令 和2年度までの各年度分の都市計画税の 特例)

12 農地に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税額が, 当該農地に係る当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける農地であるときは、当 該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度 の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分 に応じ,同表の右欄に掲げる負担調整率を 乗じて得た額を当該農地に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には, 当該農地調整都市計画税額 とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

14 市街化区域農地に係る平成30年度から 14 市街化区域農地に係る平成30年度から

定にかかわらず, 当該商業地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の7を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該商業地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等調整都市計画税額」という。) とする。

(農地に対して課する平成30年度から平 成32年度までの各年度分の都市計画税の 特例)

12 農地に係る平成30年度から平成32年 度までの各年度分の都市計画税の額は、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税額 が, 当該農地に係る当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額(当該農地が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける農地であるときは, 当該課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年 度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区 分に応じ,同表の右欄に掲げる負担調整率 を乗じて得た額を当該農地に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には, 当該農地調整都市計画税額 とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 13 (略)

令和2年度までの各年度分の都市計画税 の額は,前項の規定により市税条例付則第 13条の2の規定の例により算定した当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市 計画税額が,当該市街化区域農地の当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市 計画税の課税標準額に, 当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3(第18項を除 く。) 又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「市街化区域農地調整 都市計画税額」という。)を超える場合に は, 当該市街化区域農地調整都市計画税額 とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る平成30年度から令和2年度ま での各年度分の市街化区域農地調整都市 計画税額は,当該市街化区域農地調整都市 計画税額が,当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となる べき価格の3分の2の額に10分の2を乗 じて得た額(当該市街化区域農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける市街 化区域農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額に満たない場合 には, 前項の規定にかかわらず, 当該都市 計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の

平成32年度までの各年度分の都市計画税 の額は,前項の規定により市税条例付則第 13条の2の規定の例により算定した当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市 計画税額が,当該市街化区域農地の当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市 計画税の課税標準額に, 当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3(第19項を除 く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける市街化区域農 地であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該市街化区 域農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合におけ る都市計画税額(以下「市街化区域農地調 整都市計画税額」という。)を超える場合 には, 当該市街化区域農地調整都市計画税 額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る平成30年度から平成32年度 までの各年度分の市街化区域農地調整都 市計画税額は,当該市街化区域農地調整都 市計画税額が,当該市街化区域農地に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格の3分の2の額に10分の2を 乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条 の 3(第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条 から第15条の3までの規定の適用を受け る市街化区域農地であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額に満たな い場合には,前項の規定にかかわらず,当 該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の

納税義務の免除等)

16及び17 (略)

- 18 法附則第15条第1項,第13項,第18項から第22項まで,第24項,第25項,第29項,第33項,第37項から第39項まで,第42項から第44項まで,第47項若しくは第48項,第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り,第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。
- 19 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30年法律第3号)附則第22条の規定に基 づき,平成30年度から<u>令和2年度</u>までの 各年度分の都市計画税については,法附則 第25条の3の規定を適用しないこととす る。

納税義務の免除等)

16 及び 17 (略)

- 18 法附則第15条第1項,第13項,第18項,第19項,第21項から第25項まで,第27項,第28項,第36項,第36項,第40項,第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで,第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り,第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
- 19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき,平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については,法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の取手市都市計画税条例 (付則第4項において「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の都 市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の 例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方 税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対 して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年 法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例付則第18項の規定の適 用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第4 7項」とする。

承認第5号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

専決処分第9号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会 を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例(昭和48年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(課税額)

第3条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は,世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額並びに被保険者均等割額 及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し,当該合算額が63万円を超える場合に おいては,基礎課税額は,63万円とする。
- 3 (略)
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は,第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6 3万円を超える場合には,63万円),同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には,19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲 (課税額)

第3条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は,世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額並びに被保険者均等割額 及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し,当該合算額が61万円を超える場合に おいては,基礎課税額は,61万円とする。
- 3 (略)
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は,介 護納付金課税被保険者である世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する介護納付金課税被保険者につき算 定した所得割額並びに被保険者均等割額 及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し,当該合算額が16万円を超える場合に おいては,介護納付金課税額は,16万円と する。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民 健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は,第3条第2項本文 の基礎課税額からア及びイに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が6 1万円を超える場合には,61万円),同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額 からウ及びエに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が19万円を超え る場合には,19万円)並びに同条第4項本 文の介護納付金課税額から才及びカに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u>を超える場合には, <u>17万円</u>) の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16 万円</u>を超える場合には, <u>16 万円</u>) の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。